まちづくりメールニュース

Vol. 232
(H27. 5. 29)
北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

今号の記事

○ 平成２７年度 都市景観大賞～「北彩都あさひかわ地区」が大賞を受賞～
○ 美瑛中心市街地区がまち交大賞「まちづくりシナリオ賞」受賞
○ 空家等対策のためのガイドラインができました

各項目の○をクリックすると各項目見出しにジャンプします

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで
※配信希望は随時受け付けております。

平成２７年度 都市景観大賞
～「北彩都あさひかわ地区」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞～

「都市景観の日」実行委員会（後援：国土交通省）は、全国の優れた景観づくりの事例を選定・顕彰する「平成２７年度 都市景観大賞」を選定し、道内からは、都市空間部門で「北彩都あさひかわ地区」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞しました。

都市景観大賞は、より良い景観の形成を目指すため、普及啓発活動の一環として平成３年度から毎年度実施されている表彰制度です。今年度は、全国各地の応募の中から１６の地区・団体が大賞や優秀賞などに選定されています。

部門は、平成２３年度創設の「都市空間部門」と「景観教育・普及啓発部門」のほか、平成２７年度から、景観法制定 10 年を記念し、景観法や景観に関連する制度を活用した優れた取組を対象とした「景観づくり活動部門」を新設。
道内の大賞受賞は、「都市空間部門」が創設されて以降、初めてです。

このほか、道内からは、都市空間部門で「札幌北２西４地区」、景観教育・普及啓発部門で「おたる案内人ジュニア育成プログラム」、景観づくり活動部門で「グリーンヴィレッジ東川地区」がそれぞれ優秀賞を受賞しました。

「大賞」（国土交通大臣賞）となった「北彩都あさひかわ地区」の表彰は、６月１２日に東京都内で開催される「まちづくりと景観を考える全国大会」において行われます。
（全国の受賞結果については、国土交通本省 HP をご覧ください。）

都市空間部門「大賞」（国土交通大臣賞）
地区名：北彩都あさひかわ地区（旭川市）
応募者：旭川市、北彩都あさひかわまちづくり推進会議
水と緑豊かな都心のオアシスの形成を目指すグランドデザインによる景観づくり
■地区の概要：
当地区は、旭川の顔である旭川駅周辺地区に位置している。平成2年の計画策定時に旭川市が抱えていた、国鉄改革により発生した都心部の大規模遊休地の計画的な活用、郊外化により疲弊した中心市街地の活性化、駅を中心とした均衡のある市街地の発展などの課題に対応するため、「都心ルネッサンス」をコンセプトとして「北彩都あさひかわ」整備事業は行われた。
区画整理や鉄道高架、関連街路、河川空間整備、シビックコア地区整備などの事業手法を用い

て、円滑な自動車交通の確保、南北市街地の一体化、シンボル的な駅や駅前広場の整備、潤いのある公園や、ガーデン、河川空間の整備、良好な街並みの形成などが図られている。また、事業ごとに専門部会を設け、そこでの検討内容を「北彩都あさひかわまちづくり推進会議」に諮ることで、各事業者間の連携、調整を行い、当初掲げたグランドデザインに沿った一体的な都市空間の景観形成を図る仕組みを構築した。

こうした整備によって、市民や来訪者が良好な都市空間を享受できることはもとより、川を挟んだ神楽地区では、北海道内で唯一地価が上昇に転じ、また地区内にはマンションや公営住宅の建設などにより、都心居住も進むなど、整備効果が出始めている。今後、事業により生み出された土地が売却され、土地利用が進むことで、さらなる整備効果が発揮されることが期待されている。

■審査講評：

平成２年に計画検討が開始されてから、実に四半世紀の時を経て、素晴らしい街が姿を現しつつある。その風景は当初描かれたスケッチそのままに、川と自然と街が見事に融合したものとなっている。

計画実施以前は、鉄道によって既存市街地と完全に分断され、それ故に豊かな河川環境も保たれていた。

そこに、自然を活かした土地区画整理と河川空間整備を行い、広がりのある河川公園とシビックコアが生まれた。鉄道高架によって、街との繋がりを生み出し、他に類を見ない素晴らしい駅舎が生まれた。さらに、三本の橋梁を建設することにより街の連続性をつくり、都市発展の基盤としている。

これらの一連の計画の素晴らしさは、全ての事業を連携させる「まちづくり推進会議」を設置し、粘り強く、一つ一つの価値を繋ぎ、高めていったことである。そこには、想像を絶する苦労があったに違いない。改めて、関係各位の長年の努力に敬意を表したい。

現在、街はまだ発展途上であり、そこに立ち上がった個々の要素も全てが完璧とは言えないかもしれない。しかし、この素晴らしい基盤があるからこそ、より良い未来が生まれるに違いない。「北彩都あさひかわ」の更なる発展に期待したい。（田中審査委員）

旭川駅：外観を南側の駅前広場より臨む。

旭川駅：内装壁に地場の木材を用いて、１万人の名前を刻んだ。

駅南側の広場：北側の喧騒とは異なり河川空間に隣接した憩いの広場。

ガーデン：駅のすぐ近くにガーデンがあり市民の憩いの空間となっている。

都市空間部門「優秀賞」

地区名：札幌北２西４地区（札幌市）

応募者：札幌市、三井不動産株式会社、日本郵便株式会社、株式会社 日本設計

開発ビル事業者の公共貢献により街路を広場として整備し、都心の象徴的な空間軸の魅力向上

■地区の概要：

当地区は札幌都市づくりの起点である赤れんが庁舎の前面に位置し、その歴史的な都市空間が持つ価値と呼応しつつ、にぎわい機能の導入や魅力的な都市空間の創出により、一帯の集客交流資源としての質的向上が求められた。

また、「にぎわいの軸」「うけつぎの軸」として都市づくり上、重要な都市軸に面する当地区

は、札幌の都心まちづくりを先導するリーディングプロジェクトとしての役割を担っている。

赤れんが庁舎前に生まれた新たな広場は、都市再生特別地区制度に基づき、札幌三井JPビルディング（以下、開発ビル）事業者の都市貢献として整備された。広場では市民や国内外の観光客が憩い様々な活動が行われ、周辺地域のみならず、広く札幌市、北海道の賑わい創出・文化発信に寄与している。また、広場内にある土木遺産の「木塊舗装」「銀杏並木」の保全も行われている。

開発ビルには、ウィンターガーデンとなるアトリウム、建物内を貫通する公共通路、駅前通地下歩行空間との全面接続、赤れんが庁舎を望む眺望ギャラリーなどの公共空間・公共動線が取り込まれている。

都市機能を高密度に集約しつつ、新築ビル・既存ビル改修・広場整備・道路整備・土木遺産の保全・地下歩道接続などの多様なアプローチの取組みにより、魅力ある都市空間が実現している。

■審査講評：

生活やビジネスシーンを支える大動脈として1日7万人の利用がある札幌駅前通地下歩行空間のほぼ中間に位置する当地区は、新たな都市の回遊性を生む拠点として重要な役割を担っている。

道庁から延びる北3条通は歴史、文化の香り高い「うけつぎの軸」として将来が期待され、その起点となる広場AKAPLAは2つの建物内の公に供する空間とともに街づくりの要である。特筆すべき点は赤れんが庁舎と連係した景観形成と精緻なデザインによる継承と創造である。広場と建物外構には同じ道産のレンガを用いることで、空間に一体感を与え、自然のうつろいの中で１年を通して札幌らしい魅力的な都市の風景が創出されている。

建物内のアトリウム、貫通通路、眺望ギャラリーなどは市民や観光客が快適に過ごすことができる空間として利用度が高く、地下に移りがちな北の都市生活を地上に引き上げるきっかけとなっている。街を眺めるウィンターガーデンの設え、地下歩道との接合部の扱い、広場の装置類はデザイン的に秀逸で人々が集う場に大きく貢献している。

まちづくり会社によるエリアマネジメントの活動もクオリティが高く、当地区の活性化に大きな力となっているようだ。過去の実証実験や先行するチカホでの実績もあって当地区の賑わい促進に多方面から期待が寄せられている。

このように歴史を礎とした場の価値創造・デザイン性の高い空間形成・活性化のための手厚い運営が官民の連携で一体的に進められていることが評価につながった。（富田審査委員）

当地区は、札幌の都市づくりの起点である赤れんが庁舎の前面に位置している。

夜景の札幌北３条広場と広場からセットバックする開発ビル（札幌三井 JP ビルディング：写真右側）

土木遺産のイチョウ並木と赤れんが庁舎への象徴的なビスタ。

建物内に取り込まれた地下歩行空間への道路区域（写真右下の階段）はアトリウムに面し明るく開放的な設えとなっている。

景観教育・普及啓発部門「優秀賞」

活動名：おたる案内人ジュニア育成プログラム（小樽市立色内小学校 5,6 年生の総合学習）

応募者：特定非営利活動法人 歴史文化研究所

小樽市内小学生が観光で訪れる観光客に、歴史的建造物や歴史を感じるまち並みを案内

■活動の概要：

小樽市は、市民による小樽運河保存運動等により、運河や歴史的建造物の景観を楽しむ「歴史観光」として、全国的にも有名な観光地となったが、今後、更に観光都市として歩んでいくためには、観光客を迎え入れるためのソフト面の環境整備が必要な時期となっている。

この活動は、小樽市立色内小学校5、6年生を対象に小樽観光大学校（観光人材育成のために産学官で構成された民間の任意団体）の検定試験「おたる案内人」の資格を取得した観光ガイド（「おたる案内人」）が、小樽の歴史を伝え、さらに6年生の最終課題として観光ガイドを実践させることである。

６年生が北前船主の歴史をガイド実践（運河公園）

一般市民である「おたる案内人」が指導役となることは、生活者としての視点も踏まえた授業を進めることができる他、資格を取得した市民が他の市民へ地元の歴史を伝えていくという循環型の独自の仕組みとなっている。

また、「おたる案内人」公式テキストブックをもとに、ジュニア用テキストを制作する等、独自のアイディアが盛り込まれていることも特徴である。

６年生が観光客へガイド実践（小樽運河中央橋）

■審査講評：

小樽市は全国的にその景観価値が広く、認められている地域である。多くの歴史的建造物を有し、海外からの観光客も多く訪れる地域である。

今回、応募された「おたる案内人」ジュニア育成プログラムは、その訪れる観光客に児童が歴史的建造物について案内をするという活動である。5、6 年生を対象に年間 70 時間に上る教育プログラムは、内容もよく検討されており豊富である。訪れた人に観光案内をするという活動は、既に各地域で展開されているが、評価したのは、その教育プログラムと、独自に作られたテキストの素晴らしさである。

５年生が小樽市総合博物館運河館で展示物を見ながら歴史の授業の復習

ただし、いくつか検討していただきたい点はある。一つは、活動がやや一方的な展開に陥る懸念である。つまり、知識を持った大人が児童に「教えた」で終わってしまってはもったいない。児童の活動から得るものもあったはずである。児童だけでなく、与えた大人が得たものも明確にしていただきたかった。また、テキストの出来は素晴らしいが、提示資料などは、むしろ、たとえ稚拙であっても児童が制作したほうが、児童が獲得する学力が多かったのではないかと感じた。少々与えすぎ？の感は否めない。

そして、もう少し活動地域の広がりも今後期待したいものである。現状では、地域が限られている点が残念である。

しかしながら、応募団体はこの活動以外にも啓発活動に寄与している点も合わせて評価したい。地域研究者への出版支援事業などもその一つである。これらの点を総合的に判断して優秀賞とした。（大道審査委員）

景観づくり活動部門「優秀賞」

取組名：建築緑化協定の活用によるまちなみ作り（東川町グリーンヴィレッジ・東川）

応募者：東川町、東川町土地開発公社

建築緑化協定を活用し、住民と町との協働による景観まちづくりで、移住促進

■取組の概要：

東川町は、昭和60年に世界に類のない「写真の町」を宣言し、全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）や国際写真フェスティバル等の写真事業を通じて、写真写りの良いまちづくりを展開している。

平成17年には、北海道庁との協議により、道内初の景観行政団体となり、広大な田園風景、大雪山連峰の自然景観を守り育てるため、自然と建物などの調和に配慮した景観計画を運用している。

その中でもグリーンヴィレッジ・東川は、景観法に基づく建築緑化協定により、町と住民が一体となって地区全体の景観形成や保全に取り組んでいる。建物の形状や配置、色の指定に加えて、地区全体の緑地の整備・保全を推進しているため、農村景観に馴染むよう配慮しており、緑豊かでゆとりのある居住空間は、特に都市部に住む方に好まれている。

このように「写真の町」の特色を活かした景観の取り組みは、景観行政団体へ移行後、地道に進めてきたことで、移住を検討する方の信頼を得て、東川町全体の人口増加として成果が表れている。

建築緑化協定に基づくまちなみ。三角屋根を基調とし、全体の統一感がある

当地区第２期のまちなみ。広い敷地がゆとり空間を生み出している

手前側が個人所有の敷地。緑道が斜め奥に伸びる

■審査講評：

東川町では、環境保全と景観形成を一体的に取り組むため「美しい東川の風景を守り育てる条例」（平成 14 年）を制定し、平成 18 年に景観計画を策定した。

東川町土地開発公社が開発する「グリーンヴィレッジ・東川」では、分譲時に町と公社と所有者との契約として建築緑化協定を締結し、景観計画に基づく景観形成基準への準拠と創出された敷地内の緑の適切な管理を決めている。

第１期分譲の協定は景観法83条にもとづく認可（条例規則で手続き規定）後、法定協定となるとしているが、協定の主旨は法定化による拘束力の強化ではなく、町と公社と住民がそれぞれに役割を担い、東川らしい住宅地のまちなみ形成と、住まいの緑と公共の緑地を一体的に管理活用する取り組みを進めて行くための契約と考えられている。

景観への取り組みや協定運営委員会による緑の管理が着実に行われていることで、住宅地の評価は高い。現在、分譲中の第３期の協定では法定協定の規定はなくても問題ないところまで、住民と町との協働による景観まちづくりが定着してきた。

法定の景観協定化を可能とする「建築緑化協定」により剪定や環境管理の役割分担を試行しながら望ましい協働のあり方を見出している取り組みを評価したい。（小浦審査委員）

美瑛中心市街地区がまち交大賞「まちづくりシナリオ賞」受賞

まちづくり情報交流協議会（後援：国土交通省）は、都市再生整備計画に基づくまちづくりにおいて、全国の優良な計画の策定や事業の実施をした地区を表彰する「第１０回 まち交大賞」を選定し、道内からは、「美瑛中心市街地区」が「まちづくりシナリオ賞」を受賞しました。

まち交大賞は、国土交通省が毎年６月に設定している「まちづくり月間」の関連行事として、平成１７年度から毎年実施されています。今年度は、全国各地の応募の中から７地区が「まち交大賞」や「まちづくり達成大賞」などに選定されています。（昨年度における道内の受賞結果は、まちづくりメールニュース Vol.221 を参照）

「まちづくりシナリオ賞」は、市町村が都市再生特別措置法に基づき策定するまちづくり計画「都市再生整備計画」において、テーマの設定、まちづくりのアイデア、計画策定のプロセスの中で特徴があり、優秀な地区が表彰されます。

（全国におけるまち交大賞受賞結果については、国土交通本省 HP をご覧ください。）

まち交大賞「まちづくりシナリオ賞」（全国で2地区）

地区名：美瑛中心市街地区

計画期間：平成26年度～平成30年度

北海道大学との連携によるまちづくり創造

［美瑛町の美しい丘の景観］

美瑛町には、年間 140 万人を超える観光客が訪れていますが、美しい農村景観を目的とした郊外農村部の周遊がメインとなっていました。この流れに中心市街地を加えるための取り組みとして、H17 年度に宿泊交流施設「ふれあい館ラヴニール」、H18 年度に「道の駅びえい―丘のくら」等の集客施設を市街地に整備することによって中心市街地の活性化に取り組み、一定の成果を上げています。

しかし、観光客の多くは、良質な街並みが整備された本通り地区周辺に留まり、都市機能が不十分な丘山通り地区への周遊が進まず、滞在時間も伸びないことで効果的な活性化が図られていない現状にあり、これが喫緊の課題となっています。

このため、美瑛町は、平成 24 年度に北海道大学観光学高等研究センターと連携協定を締結し、景観形成や観光の分野における地域振興に取り組むため、役場庁舎内に「北大・美瑛町まちづくり創造研究所」を設置し、大学がまちづくりに関わりながら研究を行なえる体制を構築しています。

本計画の策定にあたっては、学生による町民や観光客へのアンケート調査、丘山通りの新しいデザインを検討するための町民ワークショップを開催し、それらの成果を丘山通りの高質空間形成や地域交流センターのコンセプトづくりに取り入れるなど、「官・民・学」が連携した取り組みによる計画策定を進めています。

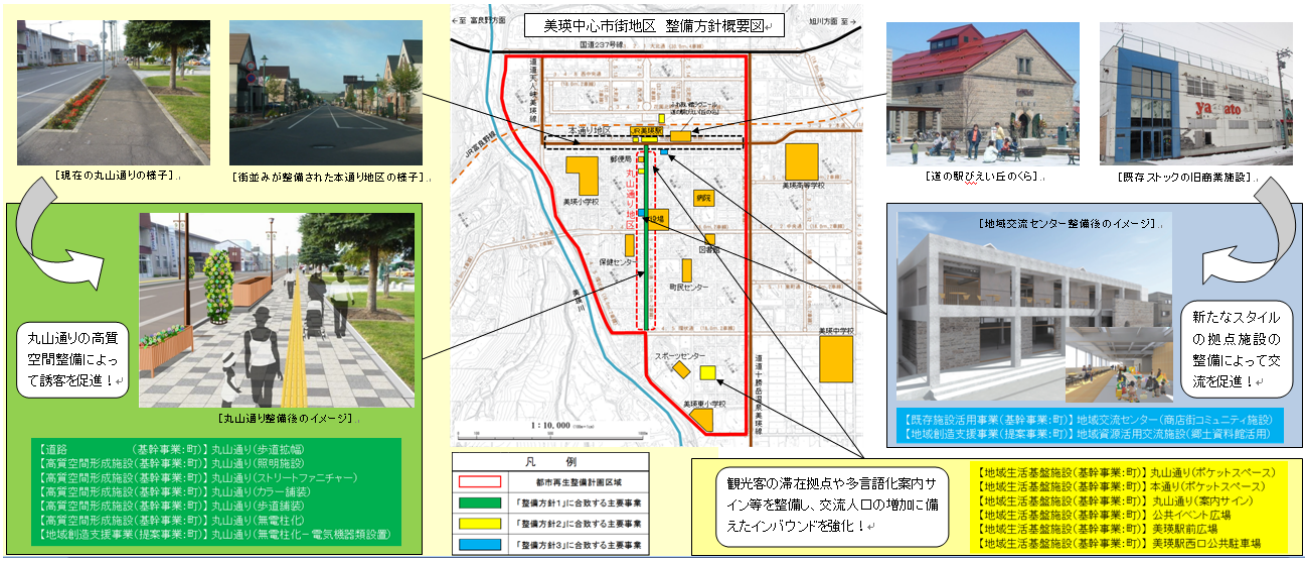

空家等対策のためのガイドラインができました

平成２７年５月２６日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、法という。）が全面施行されたことに伴い、国土交通省では、同法第１４条第１４項に基づき、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針（「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下、ガイドラインという。））を定めました。

●社会的背景

全国の空家数は、総務省の住宅・土地統計調査によれば、平成２５年１０月時点で８２０万戸と、この２０年で１．８倍に増加しています。住宅総数に占める割合は１３．５％と過去最高を更新し、全国の住宅のおよそ７戸に１戸が空家になっている状況です。

過疎化、少子高齢化、人口減少等といった複合的な要因で増え続けており、適切に管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、加えて、道内では、積雪による倒壊の危険等も問題となっています。

●空家等対策の推進に関する特別措置法等

平成２７年２月から一部施行された法とこれに基づく空家等対策の基本的な考え方を示した基本指針の中では、「空家等」及び「特定空家等」を定義し、市町村が「特定空家等」に対して講ずることができる措置を定めています。

今般、法の全面施行に伴って国土交通省が定めたガイドラインは、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示しています。（詳細については、国土交通本省ホームページを参照）

○　「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2 条 1 項)

○　「特定空家等」とは、
① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

にある空家等をいう。(2 条 2 項)

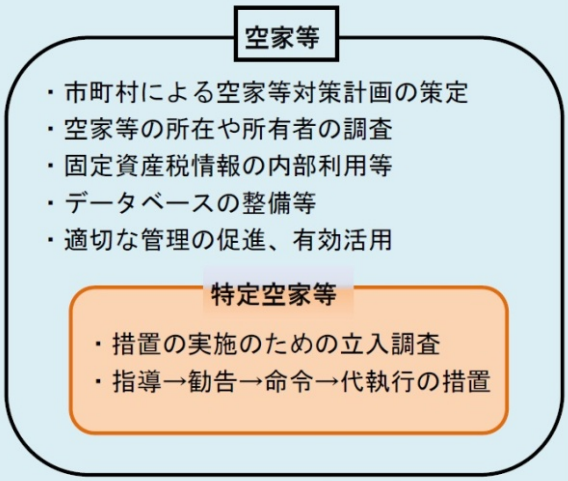

●空き家再生等推進事業

国土交通省住宅局では、居住環境の整備改善を図るため、社会資本整備総合交付金等の基幹事業として、以下の２つの事業を実施しています。

・空き家等再生等推進事業【除去事業タイプ】
・空き家等再生等推進事業【活用事業タイプ】

●助成対象費用

【除去事業タイプ】

・不良住宅、空家住宅、空き建築物の除去等に要する費用が対象

事業主体	地方公共団体	民間（例）※6
負担割合（除却等に要する費用は □ が交付対象限度額）	国費 2/5 地方公共団体 2/5 地方公共団体 1/5	国費 2/5 地方公共団体 2/5 民間 1/5

※6　国費は、地方公共団体補助の 1/2

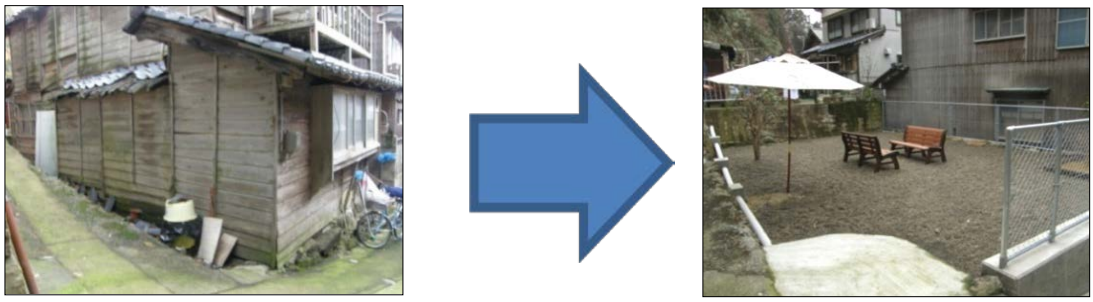

【福井県越前町】　老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

【活用事業タイプ】
・未使用かつ今後も従来用途に供する見込みがない空家住宅等の再活用が対象
・空家住宅、空き建築物の改修等に要する費用が対象（滞在体験施設、交流施設、体験学習施設などの用途に供する取得、移転、増改築等）

事業主体	地方公共団体	民間（例）※5※6
負担割合（ □ が交付対象限度額）	国費 1/2 地方公共団体 1/2	国費 1/3 地方公共団体 1/3 民間 1/3

※5　要する費用に 2/3 を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額
※両事業ともに、所有者特定に要する費用等も対象
※両事業ともに、対象地域等条件が必要。詳細は、国土交通本省ホームページを参照

【奈良県五條市】
町家を滞在体験施設として活用

【広島県庄原市】
長屋住宅を交流・展示施設として活用